

令和6年度 医療機能再編支援業務委託 仕様書

1 目的

奈良県地域医療構想の実現に資する県内病院の医療機能の分化と連携を促進するため、県内病院の医療提供状況や今後の医療需要等を踏まえた医療機能再編支援及び病院の実状に合わせた病院間連携支援を行う。

2 業務概要

- (1) 名称 令和6年度 医療機能再編支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

3 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、奈良県地域医療構想を十分理解し、奈良県地域医療構想の実現に資する取組となるよう留意すること。また、各業務は県と十分協議した上で行うこと。

(1) 県内病院の医療提供状況等分析業務

県内病院の医療提供状況等を病院別及びカテゴリー別（県全域、地域別、病床規模別、医療機能別、設立主体別等）に把握するとともに、県内病院に対して、機能再編の検討や病院間連携の強化を促すため、各種医療関係データの分析を行い、有益な情報を病院へ提供すること。

① 県内医療機関における入院・外来医療提供状況及び需要分析

県内医療機関の偏在是正に向け、県内病院・診療所（診療科情報を含む）の所在地の現状を可視化させ、診療にあたっている医師の人数、年齢等の情報を整理すること。

また、医療需給のミスマッチ解消に向け、各医療圏、市町村単位で疾患等により区分した医療需要や患者の流出入状況分析を行うこと。

② 救急患者の受入状況分析

県内医療機関における救急患者への対応状況把握のため、年齢、疾患、重症度や受入時間帯等に着目した県内各病院における応需状況の分析を行うこと。

分析に用いるデータは、「4 県が準備するデータ・情報」及び国のオープンデータ等とする。分析に用いるデータは最新のものを使用すること。

（想定されるデータ：事業報告書、病床機能報告、病院報告、NDBオープンデータ、社会医療診療行為別統計、地域医療情報システム、SCRデータ、DPC導入の影響評価に係る調査「退院患者調査」、日本医師会総合政策研究機構ワーキングペーパー「地域の医療提供体制の現状」等）

③ 医療機能再編・病院間連携に向けた研修会の開催

県内病院に対し、奈良県地域医療構想の実現に向けて、①及び②の分析内容を踏まえつつ、医療機能再編及び病院間連携の必要性について理解を深めるとともに、医療機能再編及び病院間連携を進める病院の増加に繋がることを目的として、地域医療構想研修会を開催すること。

【業務内容】

- (ア) 研修会の企画提案を行うこと。研修会の内容は、奈良県地域医療構想の現状、分析結果を踏まえた県内病院の医療提供状況等、機能再編と病院間連携強化に関する病院の課題と支援策等を盛り込み、(2)～(4)の申請件数増加に繋がる内容とすること。
- (イ) 研修会はオンライン形式で行うこと。
- (ウ) Web 会議システム等を利用したミーティングルームの設定、会場（講演者等が集まる配信のための場所）の手配、当日の準備及び司会進行等を行うこと。情報セキュリティも考慮した上で、県内病院関係者が誰でも聞くことができるようにするとともに、質疑応答できるように開催すること。併せて、後日動画配信できるようにすること。
- (エ) 研修会資料、議事次第等を作成すること。作成に当たっては、県と調整のうえ、配色、文章構成等見やすく理解しやすい資料とすること。
- (オ) 研修会における資料説明は、統括責任者又は統括責任者と同等の立場の者が責任を持って行うこと。また、出席者より作成資料内容に関する質問があった場合には対応すること。

※病院等への開催案内は、県が行う。

※オンラインでの参加者は病院関係者 150 名程度を想定すること。

※開催時期は、令和 6 年 10～11 月頃を予定。

※会場使用料、講師の手配等、研修会に係る費用は、この業務に含むものとする。ただし、資料印刷代は含まない。

(2) 機能再編を行う病院への支援業務

県内病院の機能再編を支援するため、以下の①～③の業務を行うこと。①～③の業務は連動して進めること。（前年度までに実施した事例の継続支援も含む。）

業務にあたっては、(1)①の分析結果、病院からの提供データ、「4 県が準備するデータ・情報」、国のオープンデータ等を活用し、中長期的な視点での支援を行うこと。

病院とのミーティングは最低 3 回（初回・中間・最終）実施するものとし、それ以外にもヒアリングを行うなど病院の意向をこまめに確認しつつ、業務を進めること。

ミーティングやヒアリング等については、議事録を作成すること。

本業務は、県が募集、選定した病院に対して実施すること。（募集・選定に関する事務は県が行う。）

① 個別経営コンサルティング（1 枠）

機能再編を検討する病院に対し、奈良県地域医療構想に沿った機能再編案の提示及び機能再編後の将来収支シミュレーションの実施を行うこと。

【機能再編案について】

- (ア) 「機能再編案」とは、2025 年（令和 7 年）、更に 2025 年以降に向けて病院にとって有用とされる機能再編の案をいい、(1) の内容を踏まえ作成したものをいう。
- (イ) 奈良県地域医療構想に沿った内容であり、かつ、稼働病床 10 床（稼働病床数 100 床未満の病院にあっては、稼働病床数の 10%（小数点以下切り捨て））以上の削減または機能転換を要件とすること。
- (ウ) 病院経営の継続性、持続性を考慮し、機能転換や減床により病院収入に減少があった場合でも一定の利益を確保できる内容とすること。
- (エ) 客観的データに基づき、実現可能性、納得性のあるものとする。
- (オ) 1 病院につき 2 パターン以上の案を提示すること。
- (カ) 少なくとも、以下の病床区分ごとの病床数を提示し、病院が内容を検討する際に分かりやすく、かつ、有用な資料となるよう配色、文章構成等についても工夫を行うこと。

■機能再編案の病床区分

病床機能報告における「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」とし、「急性期」については、「重症急性期」「軽症急性期」に区分すること。（下表参照）

(ア)病床機能報告における医療機能

区分	内容
高度急性期	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	急性期の患者に対し、状態早期安定化に向けて医療を提供する機能
回復期	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能等
慢性期	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

(イ)急性期の「奈良方式」

区分	内容
重症急性期	救急患者の受入、手術などの重症患者の受入に特化
軽症急性期	比較的症状が軽い患者に対する急性期医療を提供

参考：奈良県保健医療計画 P38

【将来収支シミュレーションについて】

- (ア) 提示した機能再編案すべてに対して行うこと。その際、機能再編を行わなかった場合と比較できるようにすること。
- (イ) 2024年(令和6年)から2040年(令和22年)までの間について行うこと。
- (ウ) 病院が内容を検討する際に分かりやすく、かつ、有用な資料となるよう配色、文章構成等についても工夫を行うこと。
- (エ) 直前の決算状況を踏まえ、診療報酬については最新の改訂の内容を反映すること。

② 機能再編プラン作成支援（1 枠）

①において提示した案、又は病院が独自に作成した再編案を基に、機能再編に際し病院において必要となる対応策を記載した機能再編プランの作成を行うとともに、病院からの希望に応じて病院組織内の意思決定支援を行うこと。

【機能再編プランについて】

- (ア) 「機能再編プラン」とは、病院が今後地域において担う機能、役割を担うために実施する機能再編の具体的な方向性を示すものをいう。
- (イ) 病院の意向を反映した上で作成するものとし、稼働病床を10床（稼働病床数100床未満の病院にあっては、稼働病床数の10%（小数点以下切り捨て））以上削減または機能転換する内容とすること。
- (ウ) 機能再編に際し病院において必要となる対応策等（人員配置、施設整備、資金調達等）及びおおまかなスケジュールについて明示すること。
- (エ) 病院の実状（規模、病床の構成、人員配置、施設基準取得状況等）を把握し、今後地域で求められる役割を十分考慮して作成すること。
- (オ) 病院経営の継続性、持続性を考慮し、機能転換や減床により病院収入に減少があった場合でも一定の利益を確保できる内容とすること。
- (カ) 客観的データに基づき、実現可能性、納得性のあるものとする。
- (キ) 作成した機能再編プランは、必要に応じ、地域医療構想調整会議その他これに類する会議等（以下「調整会議等」という。）に諮り、地域の関係者からプランに対する意見を聴くこと。必要に応じて会議に出席すること。調整会議等により修正が必要とされた場合は、その内容について必要な修正を行うこと。ただし、機能再編プラン作成後契約終了日までに調整会議等が開催されない場合は機能再編プランの完成、提出をもって本業務完了とみなす。

③ 機能再編実行計画作成支援（1 枠）

②において提示した機能再編プラン又は病院が独自に作成した再編プランを基に、病院が機能再編を行うための具体的手順を示した実行計画の作成を行うこと。

【機能再編実行計画について】

- (ア) 「機能再編実行計画」とは、機能再編プランを実現するに当たっての具体的な手順、

人員配置計画及び施設整備等のスケジュール等を示すものをいう。

(イ) 作成に当たっては、対象病院の意向を聴取し、実行可能な内容、スケジュールとすること。

(3) 病院間連携を行う病院への支援業務

県内病院の病院間連携を支援するため、以下の①～③の業務を行うこと。①～③の業務は連動して進めること。(前年度までに実施した事例の継続支援も含む。)

業務にあたっては、(1) ①の分析結果、病院からの提供データ、「4 県が準備するデータ・情報」、国のオープンデータ等を活用して行うものとする。

病院とのミーティングは最低3回(初回・中間・最終)実施するものとし、それ以外にもヒアリングを行うなど病院の意向をこまめに確認しつつ、業務を進めること。

ミーティングやヒアリング等については、議事録を作成すること。

本業務は、県が募集、選定した病院に対して実施すること。(募集・選定に関する事務は県が行う。)

① 連携方法の検討支援 (3 枠)

連携強化を目指す病院に対し、関係資料の収集と分析を実施して課題を示した上で、連携強化に向けて実行可能な具体策を提示すること。

具体案の提示に際しては、当該地域の現在の連携状況や医療提供体制を熟慮し、地域全体として最適となる連携体制の構築を主眼とすること。

② 連携協議の支援 (5 枠)

①で提示した連携体制を実現するために、対象となる複数病院が協議する場を設定し、協議の場に参加した上で病院間の協議を支援すること。協議の場においては、各病院が連携の必要性や実現性、病院運営上及び経営上の双方のメリットを共有できるよう工夫すること。また、協議に必要な資料の作成を行うこと。

③ 連携体制の構築支援 (1 枠)

②において複数病院で共有した連携構築案の実現に向けて、病院間の連携協定締結や共通ルールの策定等、具体的な体制づくりを支援すること。

(4) 課題整理セッションの実施業務 (3 枠)

(2) 及び (3) で示す支援の活用を検討する病院に対し、ヒアリング(課題整理セッション)を行うとともに、必要に応じて病院からデータ等の提供を受けて分析を行い、病院が抱える課題整理と目標設定に関する助言をとりまとめ、「(仮称) クイック診断書」として病院へ提示すること。

【「(仮称) クイック診断書」について】

① 病院を取り巻く環境、病院の強み・弱みなどの現状分析を行った上で、病院の抱える課

題を示すこと。

- ② 支援を活用した場合に、どのような目標を掲げて取り組むのが良いか助言を行うこと。
定性的なものや単なるキャッチフレーズのような目標とならないよう留意すること。

4 県が準備するデータ・情報

- (1) 病床機能報告ローデータ<奈良県分> (令和元、2、3、4、5年度)
- (2) 診療報酬明細書データ (国民健康保険データ、後期高齢者医療費データ) (令和元、2、3年度、4年度)
〔 入院患者受療動向 (主な疾病-患者住所地-病院)、退院後の連携状況 (退院後ど
のような施設に行つて、どのような医療・介護を受けているか 等) 〕
- (3) 各病院の「地域医療構想における具体的対応方針」(令和5年度)
- (4) 消防搬送データ (令和3、4、5年度)

※その他、業務開始後に相談のうえ、随時提供するものとする。

5 成果物の提出

(1) 成果物一覧

- ① 県内病院の医療提供状況等分析に係る資料 (研修会資料として作成) (3 (1) ①②③に規定)
- ② 機能再編を行う病院への支援業務に係る個別経営コンサルティング業務報告書 (3 (2) ①に規定)
- ③ 機能再編を行う病院への支援業務に係る機能再編プラン作成支援業務報告書 (3 (2) ②に規定)
- ④ 機能再編を行う病院への支援業務に係る機能再編実行計画作成支援業務報告書 (3 (2) ③に規定)
- ⑤ 病院間連携を行う病院への支援業務に係る報告書 (3 (3) に規定)
- ⑥ 各病院への「(仮称) クイック診断書」(3 (4) に規定)
- ⑦ 議事録 (9 (4) に規定)

(2) (1) の提出期限

- ① 研修会開催の1週間前
- ② 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ③ 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ④ 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ⑤ 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ⑥ 業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日
- ⑦ 定例会議等開催日の一週間後

(3) 提出方法

- ① 上記(2)提出期限までにメール他指示のあった方法にて提出すること。

- ② 全業務完了後は、業務完了後2週間以内と契約終了日のうちいずれか早い日までに(1)成果物一式を県に提出すること。提出は、CD-R、USBメモリ等とすること。

(4) その他

- ① 電子媒体は、Microsoft社 Office製品 Word、Excel、PowerPoint 又はテキスト形式等(県で更新可能な形式とする)で作成し、納品すること。
- ② 製本には、表紙・背表紙に事業名を明記し、成果物一覧のとおりインデックスを添付すること。

6 業務のスケジュール

別紙1及び2のとおり

7 契約に当たっての注意事項

- (1) 契約は、本仕様書記載業務の総合計金額により行う。その際、3(2)～(4)については、各業務の予定枠数での合計金額とするが、契約に当たっては、各業務の単価契約となる。
- (2) 契約相手方は、各業務の単価が記載された内訳書を提出すること。
- (3) 3(2)～(4)に係る契約額の支払いに当たっては、各業務の契約単価に実施事例数(枠数)を乗じた額を支払う。

8 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表(組織図等)を作成し、契約後速やかに県に提出すること。

受託者は、統括責任者(業務全体の指揮監督を行う者)1名、業務責任者(3(1)～(4)の業務ごとに遂行に必要な指導監督を行う者)4名を選任すること。統括責任者及び業務責任者の兼務はできることとするが、合計2名以上を選任すること。

なお、交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

9 定例会議等への出席

- (1) 県と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設けるとともに、県が開催する定例会議には、必ず出席すること。
- (2) 定例会議は、2週間に1回程度県が招集する。
- (3) 統括責任者は、定例会議に必ず出席すること。
- (4) 定例会議及び連絡調整等を開催した場合及び3(2)～(4)に示す病院とのミーティングまたはヒアリングを開催した場合は、受託者において議事録を作成すること。
- (5) その他県が求めた場合等は、速やかに来訪すること。

10 再委託に関する事項

- (1) 受託者は、受注業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。
- (2) 受託者は、受託業務の主要部分でない一部を委託することができるが、その場合は、事

前に再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の実情を把握しなければならない。

- (3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反又は懈怠があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。
- (4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。
 - ① 県から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
 - ② 受託者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、県に報告すること。
 - ③ 受託者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、県から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
 - ④ 受託者は、委託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認すること。
- (5) 再委託先がさらに再委託を行う場合にあっては、(2)～(4)までについて、受託者が責任を持って対応するものとする。
- (6) 本業務を複数業者が連携（再々委託を含む）して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

11 留意事項

- (1) 業務報告書等の作成後に病院・県から意見、質問があった際や業務を進める上で受託者においてよりよい施策の可能性が考え得る場合等においては、客観的な分析等を基に、再度これからの病院のあり方等、病院の視点に立った提案や分析等を行うこと。
- (2) 業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかに対応しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (6) 本業務の遂行による成果物等に係る所有権及び著作権を含む知的財産権の権利は県に帰属し、受託者は著作物に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し、了解を得た場合に行うことができる。
- (8) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。
- (9) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものと

し、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

- (10) 別記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」の記載事項を遵守すること。
- (11) (4)～(10)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (12) 天災、感染症の流行その他不可抗力により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と受託者が協議を行い、県が決定する。

(別記)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。